

令和5年度集団指導会に対する質問事項

	サービス種別	基準種別	質 問	回 答	根拠条文等
1	地域密着型通所介護	運営基準	令和4年度に避難訓練の実施計画書を管轄の消防署へ提出したが「30人以下の施設は提出及び通知は不要。施設内でおさえてもらえればよい」とのこと。令和5年度は提出、通知していないがよいか。	消防法施行令別表第一(六)ハに定めのある通所介護、小規模多機能型生活介護(避難が困難な要介護者を宿泊させるものを除く)は30人以下であれば防火管理者を置かないため実施計画の消防署への提出は不要となる。ただし防火管理について、責任者を定め消防計画に準ずる計画の作成、避難訓練の実施は必要である。また通報訓練など消防署の協力が必要である場合は通知等を行うこと。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第32条 ほか 消防法施行令 第1条の2 別表1 ほか
2	認知症対応型共同生活介護	運営基準	感染対策委員会(6か月に1回以上)は運営推進会議、身体的拘束適正化検討委員会(3か月に1回)と同時開催しても差し支えないか。	同日に行うことは差し支えないが、運営推進会議のあとに感染対策委員会を行い、その後に身体的拘束適正化検討委員会を行うなど時間を分け、資料も個別に作成すること。一つの会議で全て行うことはないようにすること。	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 平成18年3月31日
3	認知症対応型共同生活介護	人員基準	資料4ページ「勤務形態一覧に管理者として勤務時間のない日がある」と記載があるが、管理者が出勤している日は必ず管理者としての時間が必要なのか。	必要である。 第91条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する…の職務に従事することができるものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)
4	地域密着型介護老人福祉施設	報酬	栄養管理にかかる減算の人員基準について	人員基準としては栄養士で満たすが、栄養管理は管理栄養士の関与が必要となるため、栄養士のみ配置されている施設にあっては併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこと。 (栄養管理の基準を満たさない場合の減算については、指定地域密着型サービス基準第131条に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは指定地域密着型サービス基準第143条の2(指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。))	(参考)指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(老企第43号) (参考)リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(介護保険最新情報vol.936)